

労使交渉結果の公表について（No.1）

組合名	墨田区職員労働組合	交渉時期	29年度下半期										
<p>(1) 案件名 2018年度労働条件の改善に関する基本要書について</p> <p>(2) 案件の概要（提案・要求の期日） 29年12月22日、墨田区職員労働組合執行委員長から、「2018年度労働条件の改善に関する基本要書」が提出され、9項目・77課題について、具体的な要求が出されました。</p> <p>（項目内容）</p> <table border="0" data-bbox="352 674 1257 875"> <tr> <td>行財政運営</td> <td>人員配置計画</td> </tr> <tr> <td>諸手当等の改善</td> <td>人事給与制度・異動基準・勤務時間等</td> </tr> <tr> <td>休暇制度の改善</td> <td>執務環境の改善</td> </tr> <tr> <td>福利厚生施策・健康対策</td> <td>臨時・非常勤職員の処遇改善</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 交渉結果の概要 30年1月31日に、要書に対する回答を行いました。</p> <p>（主な回答内容）</p> <p>指定管理者制度は、サービスの向上、経費の削減等を図ることができるものについては、積極的に導入を推進していく。日頃から指定管理者に対し施設運営に関する協議・指導を行っており、利用状況等からも、円滑に運営されていると考えている。</p> <p>子育てに係る新たな課題対応のため、新組織を設置することとし、事業に必要な人員については、検討していく。</p> <p>人員配置は、区の施策方針に基づき、適切に計画、実施をしていく。</p> <p>諸手当について、今後も必要な予算は措置する。</p> <p>昇任制度については区の任用計画に基づき実施していく。人事異動については今後も異動基準に基づき適切に対応する。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>区保有施設の約4割は築30年以上経過しており、老朽化等による大規模修繕の時期を一齐に迎えることから、「公共施設（建物）長期修繕計画」を策定し、計画的な施設の改修等に取り組んでいる。</p> <p>VDT作業（パソコンなどの画面を見ながら入力を行う作業）については、今後も職員の健康保持を目的として、VDT作業における労働衛生管理基準の周知・順守の徹底を図っていく。</p> <p>非常勤職員に係る諸制度については「墨田区非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件に関する要綱」に基づき行っている。</p> <p>再任用・再雇用職員の諸制度への要求については、誠意をもって対応している。</p>				行財政運営	人員配置計画	諸手当等の改善	人事給与制度・異動基準・勤務時間等	休暇制度の改善	執務環境の改善	福利厚生施策・健康対策	臨時・非常勤職員の処遇改善	その他	
行財政運営	人員配置計画												
諸手当等の改善	人事給与制度・異動基準・勤務時間等												
休暇制度の改善	執務環境の改善												
福利厚生施策・健康対策	臨時・非常勤職員の処遇改善												
その他													

労使交渉結果の公表について（No.2）

組合名	墨田区職員労働組合	交渉時期	29年度下半期
<p>(1) 案件名 2018年度人員配置に係る個別要求書について</p> <p>(2) 案件の概要（提案・要求の期日） 29年12月22日、墨田区職員労働組合執行委員長から、「2018年度人員配置に係る個別要求書」が提出され、各支部から合計42項目について、具体的な人員要求が出されました。</p> <p>(3) 交渉結果の概要 30年2月16日に第1次回答、30年3月2日に最終回答を行いました。 （主な回答内容） 職員については、事業実施に必要な配置をすることとしているが、定員については、十分な管理が必要と考えている。 引き続き、適切な定員管理とともに、一層の行財政改革を推進していく考えとしている。</p>			

労使交渉結果の公表について（No.3）

組合名	墨田区職員労働組合	交渉時期	29年度下半期
<p>(1) 案件名 2018年度予算要求に係る重点要求書について</p> <p>(2) 案件の概要（提案・要求の期日） 30年2月22日、墨田区職員労働組合執行委員長から、「2018年度予算要求に係る重点要求書」が提出され、人員措置や高齢期雇用の任用制度など、改めて11項目の重点要求が出されました。</p> <p>(3) 交渉結果の概要 30年3月2日に回答を行いました。 （主な回答内容） 職員の採用については、区民の福祉向上と区内振興に「新たな発想とスピード感」を持って取り組む区政執行を進めるなかで、引き続き事業に必要な職員の配置を行っていく。併せて一層の行財政改革に取り組んでいく。 産休・育休等の長期休暇・休業者の代替については、臨時職員を原則とした従来の方法や、任期付職員の活用など様々な方策を講じ、必要な実施体制の確保に努める。 再任用職員の給与等については、特別区人事委員会勧告事項であり、特別区長会は勧告制度の趣旨を踏まえ、勧告を尊重する姿勢で検討するとしている。</p>			